

発表事項

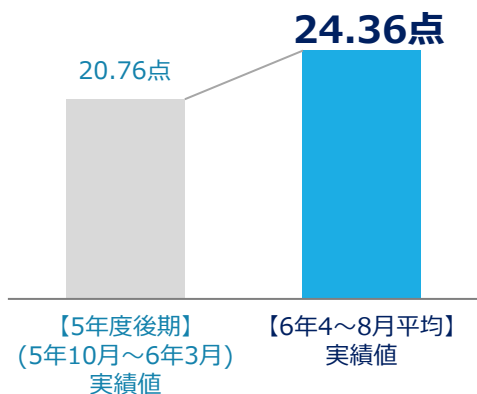
- 1 役員選任の認可
- 2 支払基金改革の進捗状況
- 3 支払基金事務所の移転売却計画
- 4 令和6年8月審査分の審査状況
- 5 令和6年9月審査分の特別審査委員会審査状況

審査実績の推移（1/4）

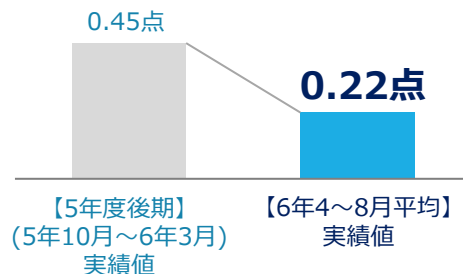
審査事務センター・分室の審査実績

- ・更なる審査実績向上のため、ブロック幹部会議において数値目標の要因分析結果及び今後の対応等について共有・議論し、課題への対応を確実に実施
- ・直近の実績は、5年度後期と比較し**全ての項目**において**継続的に実績が向上**

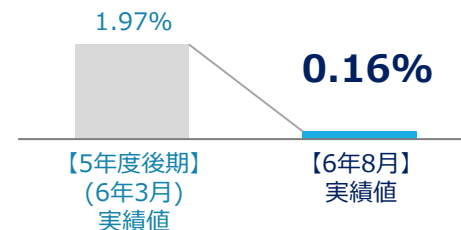
① 目視レセプト請求1万点当たり独自疑義付箋契機[※]の原審査査定点数



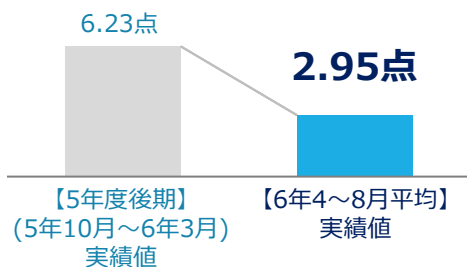
② 原審査目視レセプト請求1万点当たり原審査時CC解除分の再審査査定点数



③ 再審査の審査結果（査定）理由のうち「適切でない審査結果理由」の記載割合



④ 原審査請求100万点当たり再々審査査定点数のうち告示通知に係る査定点数（電子レセプト、併設事務局の紙レセプト）

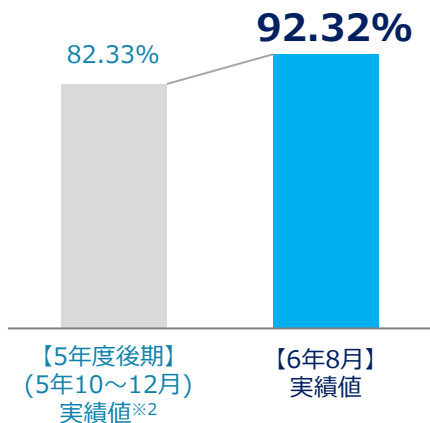


審査実績の推移（2/4）

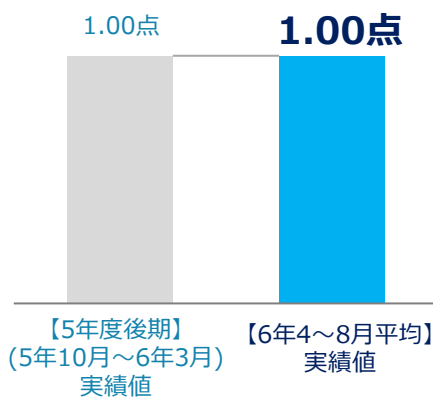
審査委員会事務局の審査実績

直近の実績は、5年度後期と比較し全ての項目で概ね実績が向上

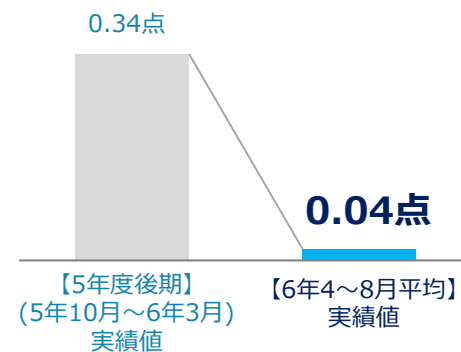
① 原審査カバー率※1が平均以上又は丁寧な審査を実施した審査委員数の割合



② 原審査目視レセプト請求1万点当たり原審査時疑義貼付分の再審査査定点数



③ 原審査請求100万点当たり再々審査査定点数のうち告示通知に係る査定点数



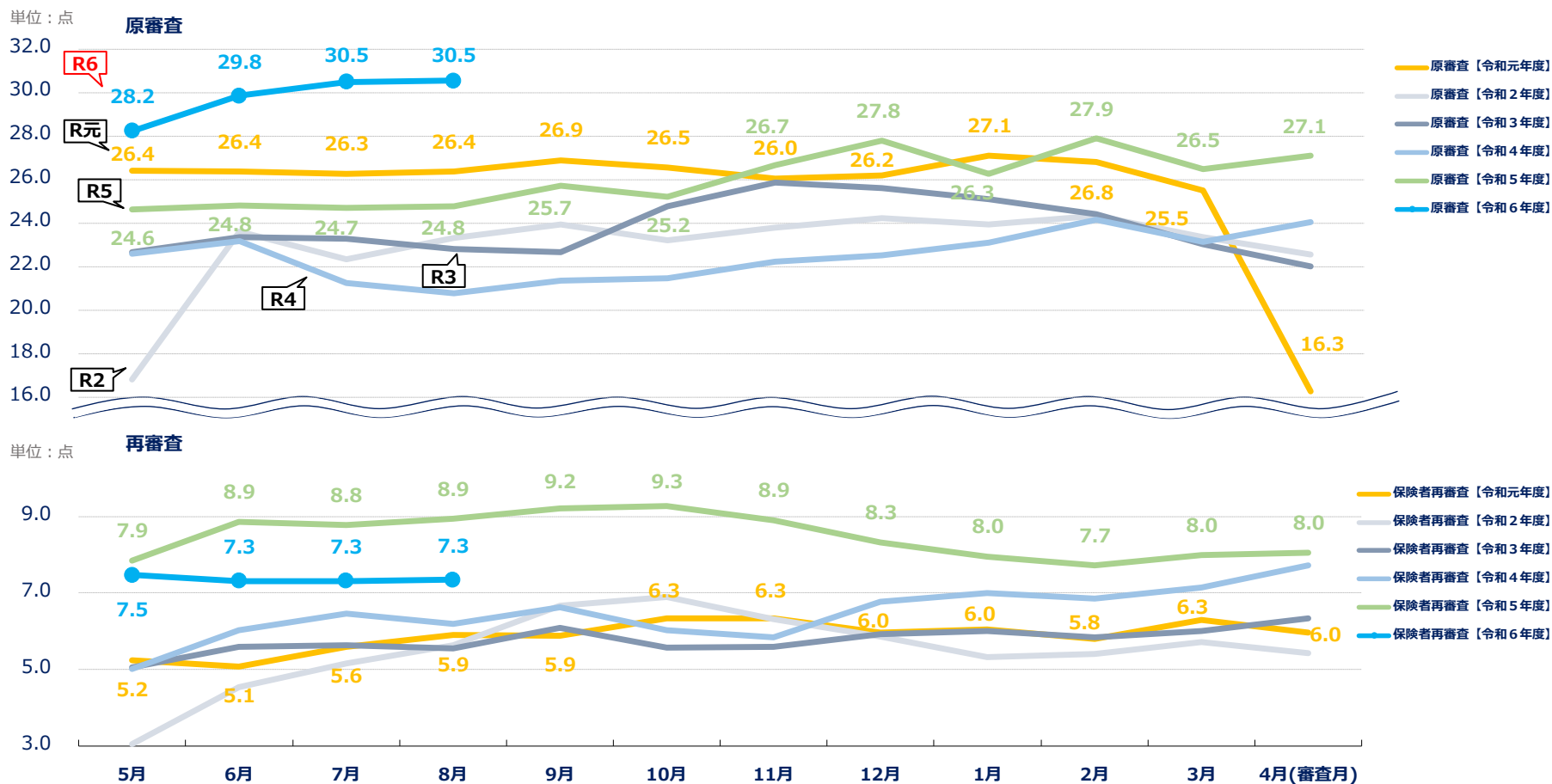
※1 原審査と再審査を合算した査定件数に占める原審査査定件数の割合

※2 原審査カバー率全国平均77%以上（4年10月～5年3月原審査分及びそれに係る4年11月～6年1月再審査分）
又は丁寧な審査を実施（5年10～12月審査分の1件当たり平均審査時間10秒以上）した審査委員数の割合

審査実績の推移（3/4）

新型コロナウイルス感染症が流行していた令和2年度を除くと、平成30年度以降減少傾向にあった原審査請求1万点当たり原審査査定点数が上昇に反転し、**令和5年11月以降、6年1月を除き元年度実績を上回り、6年度においても継続している。**

原審査請求1万点当たり原審査査定点数及び保険者再審査査定点数の推移【医科歯科計】



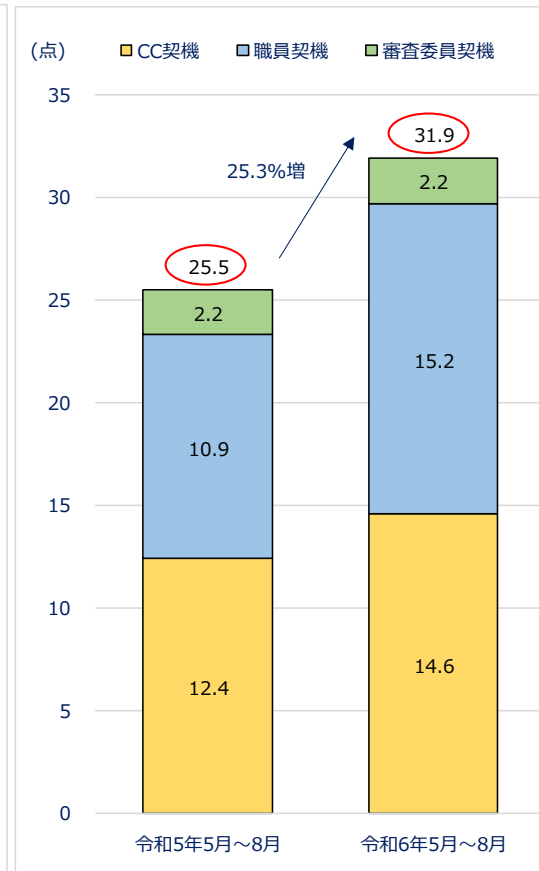
- 1) 原審査請求1万点当たり再審査査定点数は、4か月～6か月前平均原審査請求点数に対するものである。
- 2) 令和2年4月及び5月の減少については、東京と特別審査委員会では4月及び5月に、埼玉と神奈川では5月に審査委員会を開催しなかった影響である。
- 3) 令和2年8～12月の保険者再審査査定点数には、令和2年4月及び5月において特別審査委員会を開催しなかったことを踏まえて、改めて審査を実施した分を含んでいる。

審査実績の推移（4/4）

- ・電子レセプトに係る医科の原審査請求1万点当たり原審査査定点数は前年同時期の25.5点から31.9点に25.3%増加
- ・増加に寄与したのは、CCの拡充（統一的なコンピュータチェック及び全国統一取決等の設定）が3割、職員が7割
- ・これらはレセプト振分による審査の重点化や数値目標の設定※及び進捗管理が影響

※原審査目視レセプト請求1万点当たり独自疑義付箋契機の査定点数の維持並びに原審査時CC貼付分及び独自疑義付箋貼付分の再審査査定点数の半減

電子レセプト 原審査請求1万点当たり原審査査定点数の推移【医科】



- 1) 診療識別毎に集計（「初診」と「再診」は併せて集計）
- 2) 査定区分の優先順位は「CC契機」、「職員契機」、「審査委員契機」の順

審査結果の不合理な差異解消の取組（1/2）

レセプト交換による差異事例の把握状況等

赤字部分が直近の取組状況

- 令和5年1月から、職員の出身都道府県と出身都道府県以外のレセプトを一部交換することによる複数都道府県のレセプト審査事務を開始
- 令和5年1月から令和6年9月の処理において、職員が把握した審査結果に差異がある事例は、全ブロックで計**2,635事例**
- この**2,635事例**は、あくまでも、個々の職員が複数都道府県レセプト間の審査結果（一方は査定・一方は請求どおり）の違いのみを把握したものであるため、検討すべき不合理な差異か否かについて、診療科別WG座長（審査委員）等による内容確認を行うこととしており、令和6年9月末時点で、うち、**442事例**を検討対象と整理
- 検討対象とした**442事例**のうち、**295事例**について検討を開始し、**197事例**は検討が終了
- 検討が終了した**197事例**のうち、**105事例**はブロック統一

職員が把握した審査結果に差異のある事例数の状況（令和5年1月～令和6年9月処理の累計）【令和6年9月末時点】

ブロック	職員が把握した 差異事例数		状況（内訳）													
			検討対象外 （※1） （削除）		内容確認中		検討対象		検討準備中（※2）		本部検討（※3）		検討開始		検討終了（※4）	
東 北	390	(341)	344	(282)	23	(40)	23	(19)	0	(0)	6	(4)	17	(15)	8	(8)
関 東	516	(409)	368	(277)	56	(73)	92	(59)	27	(12)	20	(10)	45	(37)	29	(9)
中 部	611	(556)	502	(439)	25	(40)	84	(77)	0	(0)	19	(16)	65	(61)	60	(53)
近 畿	440	(300)	269	(196)	84	(42)	87	(62)	5	(2)	26	(20)	56	(40)	38	(32)
中四国	250	(186)	160	(123)	33	(31)	57	(32)	4	(3)	11	(5)	42	(24)	20	(14)
九 州	428	(298)	273	(170)	56	(51)	99	(77)	6	(0)	23	(20)	70	(57)	42	(19)
計	2,635	(2,090)	1,916	(1,487)	277	(277)	442	(326)	42	(17)	105	(75)	295	(234)	197	(135)

括弧内は、令和5年1月～令和6年6月処理の累計【令和6年6月末時点】

（※1）診療科別WGにおける検討対象外事例

算定ルールに関するもの、差異について合理的な説明が可能なもの、特定の保険医療機関の傾向的な請求に関するもの、同一都道府県内の差異に関するもの 等

（※2）他のブロックや本部検討会で検討予定が重複していないか本部において確認中のもの

（※3）（※2）の結果、他のブロックや本部検討会で検討予定が重複するため、診療科別WGではなく本部検討会で検討するもの

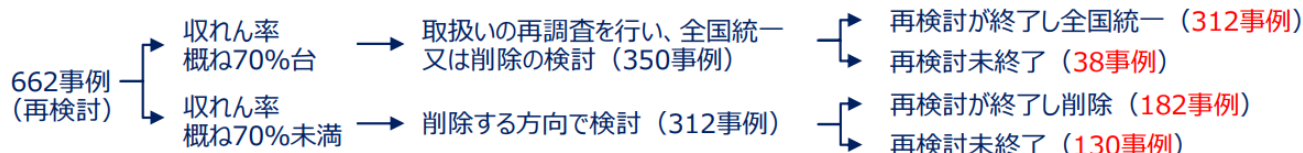
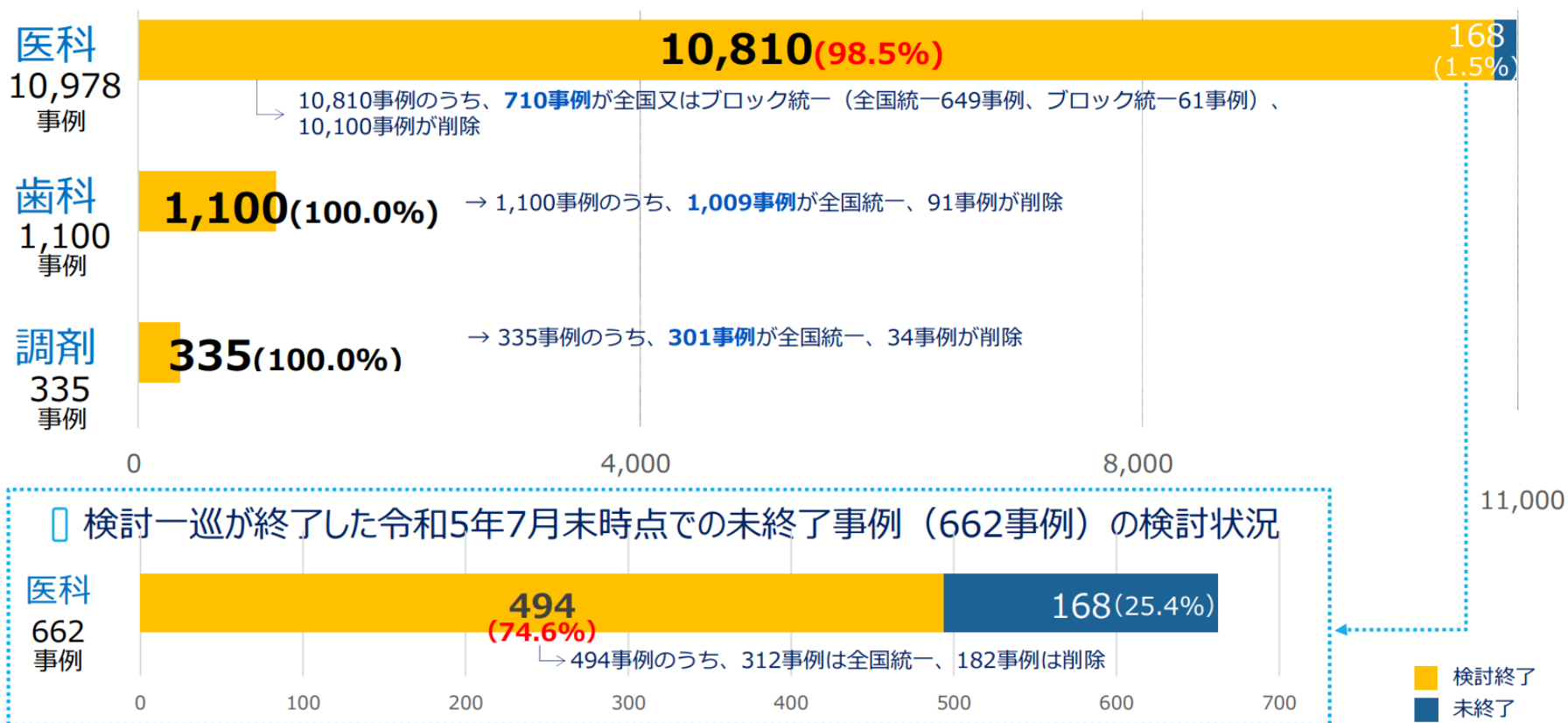
（※4）検討が終了した197事例のうち、ブロック統一とされた事例が105事例（東北6事例、関東17事例、中部39事例、近畿17事例、中四国8事例、九州18事例）、個々の症例ごとに判断すべき事例であり合理的な差異と整理された事例が92事例（東北2事例、関東12事例、中部21事例、近畿21事例、中四国12事例、九州24事例）

審査結果の不合理的な差異解消の取組（2/2）

審査取決事項の整理状況(令和6年9月末時点)

赤字部分が直近の取組状況

- ・ 医科の支部取決事項における検討未終了の事例については、令和6年6月末時点から**106事例減の168事例**
- ・ 本部及びブロックの診療科別WGで検討・整理を進め、令和6年6月末時点から**56事例増の710事例**が全国又はブロック統一



審査の差異の可視化レポーティング機能の導入（1/4）

【取組内容】

- ・ 合理的な説明のできない審査結果の差異の解消を図ることを目的として、審査結果の差異を可視化し、レポートとして公表
- ・ 検証後レポートにおいて差異があるフォローアップ対象事例については、職員や審査委員に対して指導や注意喚起を行い、その改善状況のレポートを公表

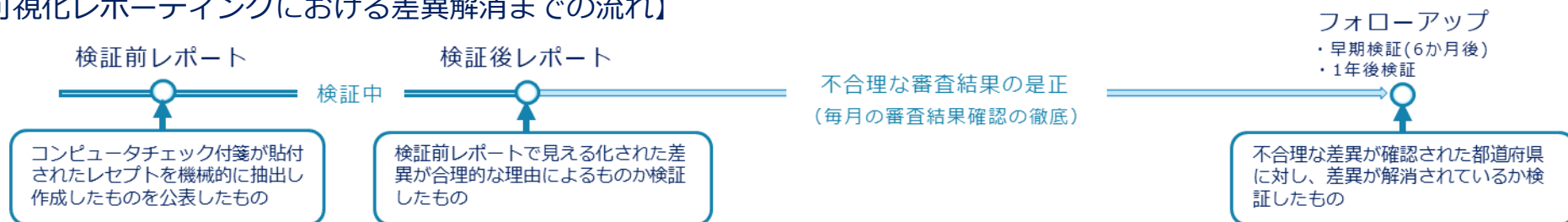
【HP掲載事例及び取組状況】

	掲載事例	取組状況
1	【医科】 審査の一般的な取扱い事例、審査情報提供事例 <u>119事例</u>	スライド8参照 ・ 検証後レポート 令和6年8月 2事例 公表 ・ フォローアップ 令和6年9月（早期検証） 2事例 解消
2	【歯科】 審査情報提供事例 <u>56事例</u>	スライド9参照 ・ フォローアップ 令和6年9月（1年後検証） 7事例 解消
3	【医科・歯科・調剤】 多くの付箋がつくコンピュータチェック事例※ <u>190事例</u> 令和3年9月及び令和4年10月に支払基金ホームページに公開したコンピュータチェックが対象 ※ コンピュータチェックによる付箋が1年間で2,000件以上のレセプトに貼付（マーキング）される事例	スライド10参照 ・ 検証前レポート 令和6年7～8月 21事例 公表 ・ 検証後レポート 令和6年7～9月 34事例 公表 ・ フォローアップ 令和6年7～9月（早期検証） 23事例 解消

（令和6年9月末時点）

赤字部分が直近の取組状況

【可視化レポーティングにおける差異解消までの流れ】

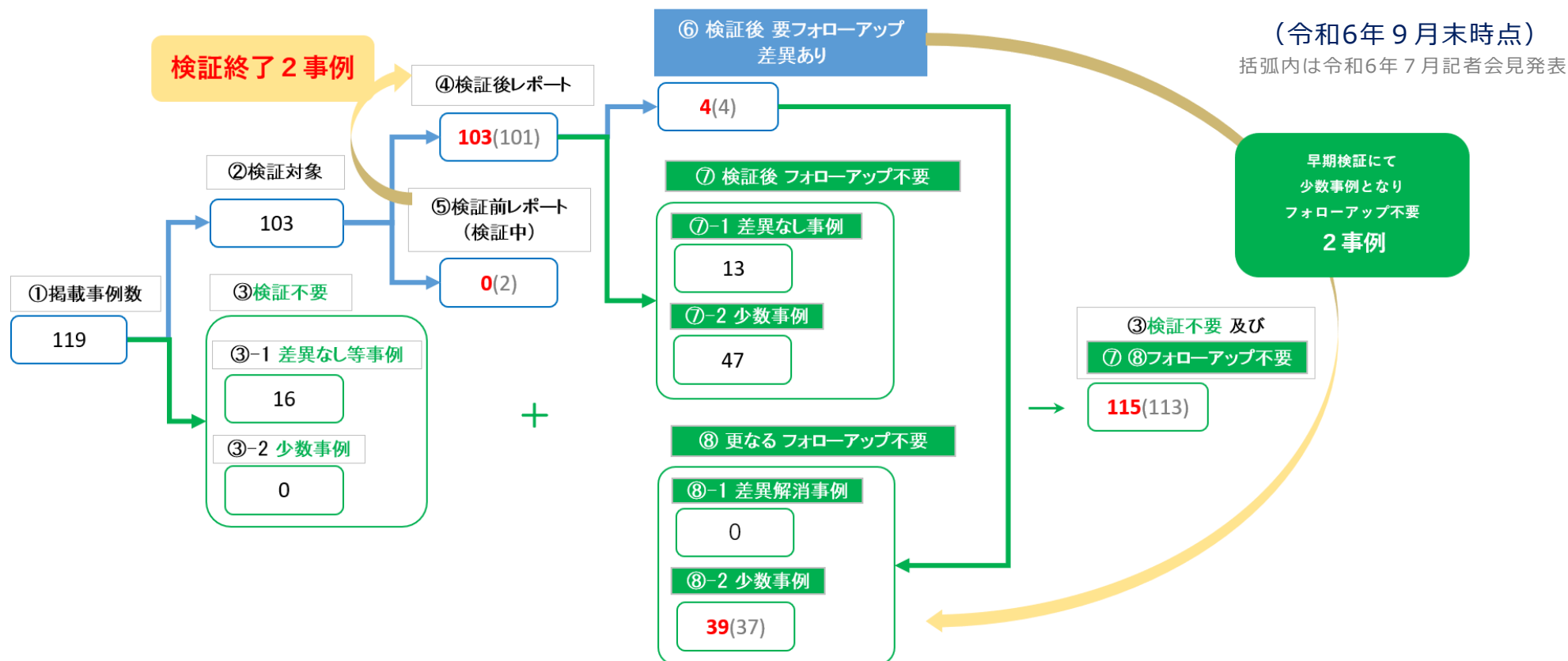


審査の差異の可視化レポーティング機能の導入（2/4）

【取組状況】 審査の一般的な取扱い及び審査情報提供事例（医科）

赤字が直近の取組状況

- ①掲載事例数は119事例
- ⑤検証前レポート（検証中）のうち、都道府県の検証が終了した2事例を④検証後レポートとして公表
- 検証の結果、2事例が⑥要フォローアップとなった
- ⑥要フォローアップの合計6事例のうち、2事例はフォローアップ（早期検証）の結果、差異解消。残り4事例は、差異の解消に向けたPDCAの取組を実施中

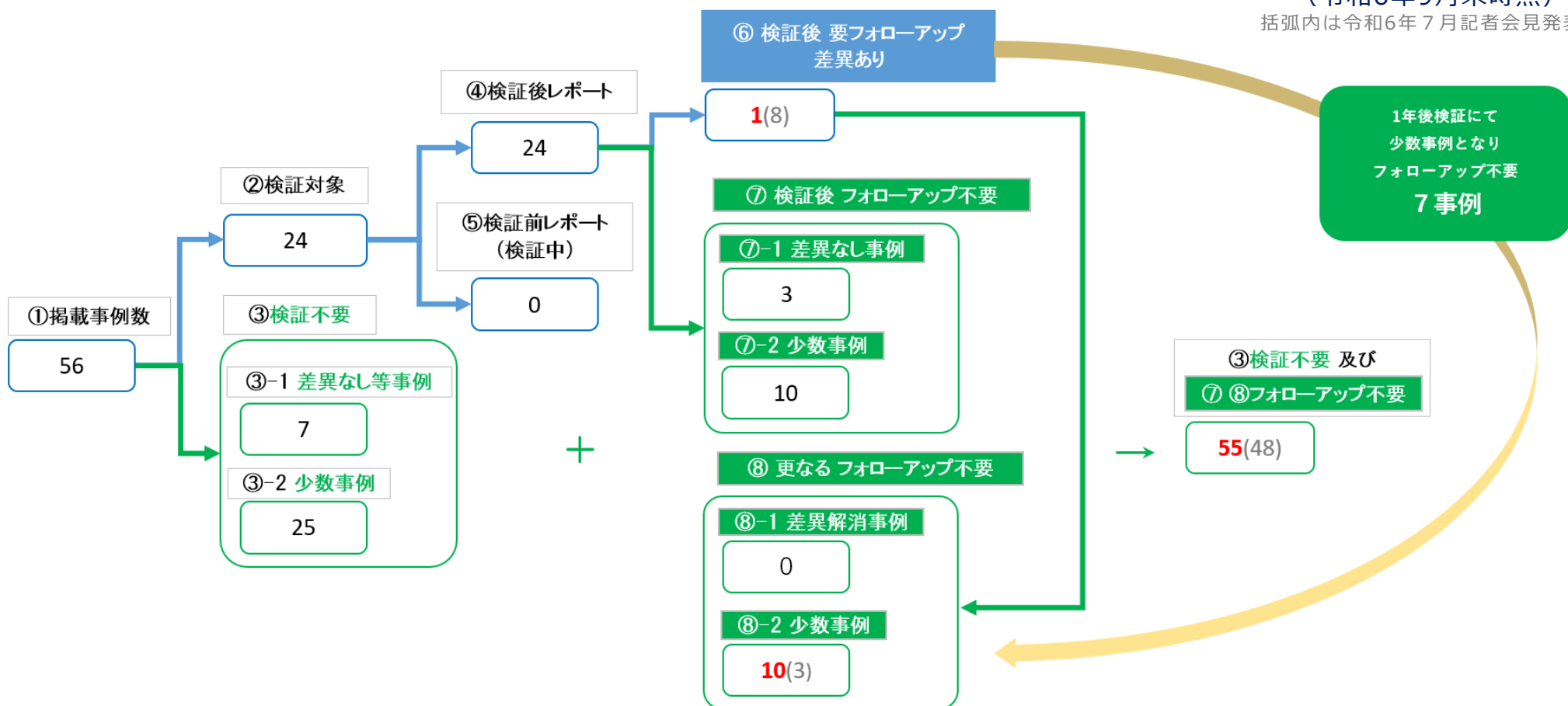


赤字が直近の取組状況

- ・①掲載事例数は56事例
- ・⑥要フォローアップの合計8事例のうち、7事例はフォローアップ（1年後検証）の結果、差異解消。残り1事例は、差異の解消に向けたPDCAの取組を実施中

(令和6年9月末時点)

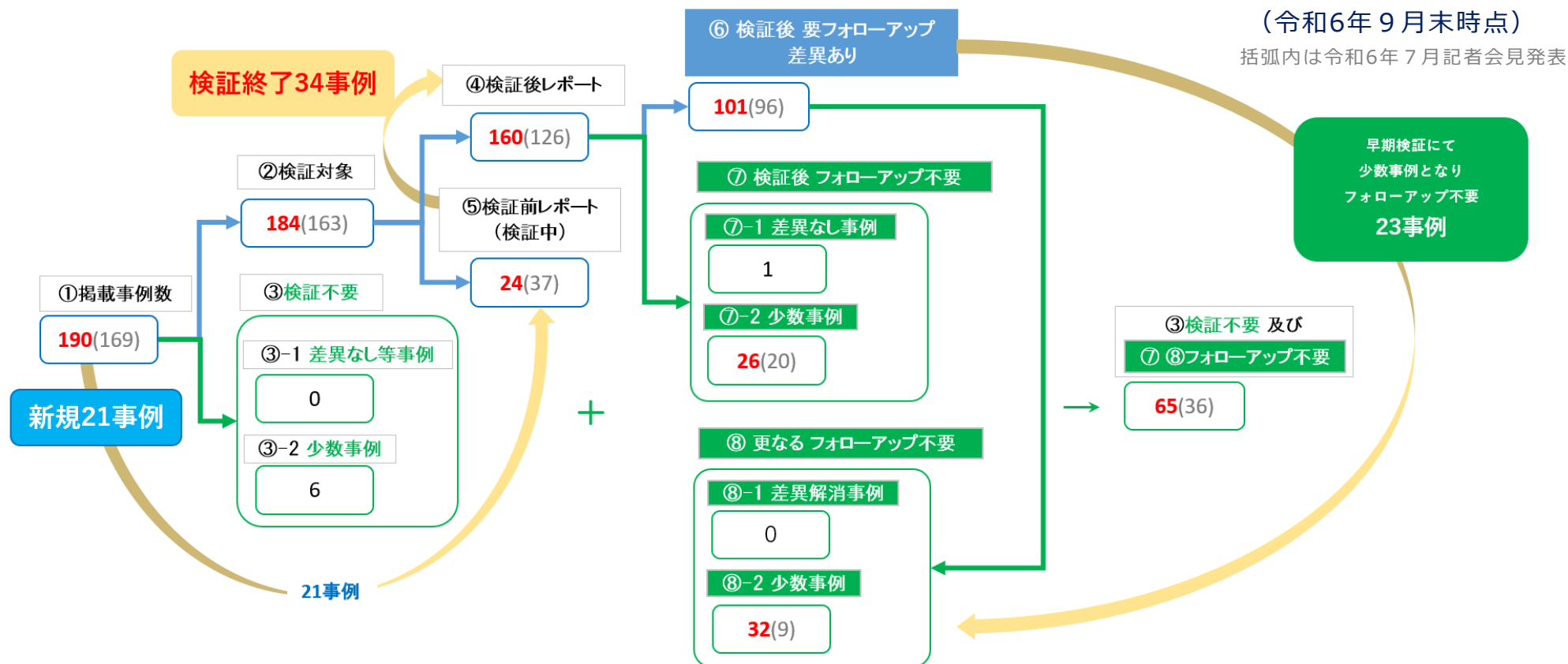
括弧内は令和6年7月記者会見発表



審査の差異の可視化レポーティング機能の導入（4/4）

【取組状況】 多くの付箋がつくコンピュータチェック事例（医科・歯科・調剤） 赤字が直近の取組状況

- ①掲載事例数は新たに**21事例**を追加し、⑤検証前レポート（検証中）として公表
- ⑤検証前レポート（検証中）のうち、都道府県の検証が終了した**34事例**を④検証後レポートとして公表
- 検証の結果、**28事例**が⑥要フォローアップとなり、**6事例**が⑦-2少数事例であった
- ⑥要フォローアップの合計124事例のうち、**23事例**はフォローアップ（早期検証）の結果、差異解消。残り**101事例**は、差異の解消に向けたPDCAの取組を実施中



統一的なコンピュータチェックルールの設定

統一的・客観的なコンピュータチェックルールの設定

赤字部分が直近の取組状況

【取組内容】

- 原審査時においてコンピュータチェックがなく、保険者からの再審査や職員の疑義で査定となった医薬品や診療行為等について、過去の審査データの分析から査定につながる可能性が高い条件を見出し、統一的・客観的なコンピュータチェックルールを拡充する。

【取組状況】

- 目視対象外レセプトから生じた保険者からの再審査による査定箇所が1年間（令和3年12月～令和4年11月）で500を超え、かつ該当都道府県が30を超える94事例の医薬品・診療行為の分析を開始。

65事例をコンピュータチェック条件が有効と判断し、そのうち**62事例**のコンピュータチェックを設定。

（事例数は令和6年9月末時点であり、括弧内は令和6年6月末時点）

分析対象	コンピュータチェック条件設定	分析	コンピュータチェック	設定
94 目視外レセプトから生じた保険者からの再審査査定が1年で500箇所を超え、かつ該当都道府県が30を超えるもの	条件設定		設定済み	同一成分医薬品等の設定
	65		62 (41)	326 (326)
			未設定※2	
	条件設定不可※1		3 (24)	
	29			

※1 分析の結果、統一的な条件の設定が困難であると判断した事例等
 ※2 コンピュータチェック未設定の3事例については、条件を精査の上、令和6年10月に設定予定

- 令和6年度から令和7年度の取組として同条件で1年間（令和4年12月～令和5年11月）において再審査査定が発生している139の医薬品・診療行為について分析を開始。**21事例**をコンピュータチェック条件が有効と判断。

分析対象	コンピュータチェック条件設定	分析	コンピュータチェック	設定
139 目視外レセプトから生じた保険者からの再審査査定が1年で500箇所を超え、かつ該当都道府県が30を超えるもの	条件設定		設定済み	同一成分医薬品等の設定
	21		—	—
	分析中		未設定	
	63	55	—	

在宅勤務（職員・審査委員）の実施状況

赤字部分が直近の取組状況

職員による在宅審査事務（R4.11月～）

4月期の人事異動により一時的に減少したが、3月(年度末)時点と同水準まで増加。

	R6.3月	R6.4月	R6.9月
在宅審査事務の実施人数（割合）	309人 (15.6%)	280人 (14.1%)	318人 (16.1%)
前月増減人数	+3人	▲29人	+10人
全国の審査事務を実施する人数	1,978人	1,981人	1,970人

9人増加

審査委員による在宅審査（R4.6月～）

3月(年度末)から継続的に1,400人程度を推移。

	R6.3月	R6.4月	R6.9月
在宅審査の実施人数（割合）	1,408人 (30.5%)	1,410人 (30.5%)	1,389人 (30.1%)
前月増減人数	▲2人	+2人	+1人
全国の審査委員数	4,617人	4,618人	4,615人

既存事務所の有効活用

赤字部分が直近の取組状況

【取組内容】

- ・ 令和3年4月26日に公表した「社会保険診療報酬支払基金保有資産活用基本方針」に基づき、令和5年度から9年度までの5年間の計画に基づく大規模修繕や既存事務所の貸付け可能な空きスペースに対する賃貸希望者との調整などを実施する

【取組状況】

- ・ 事務所移転売却計画の策定

令和5年度に策定した事務所移転売却の方針に基づき、令和6年度に策定することとしている事務所移転売却計画は、建物劣化状況調査や既存事務所の維持管理経費と移転先事務所の賃借料とのコスト比較の結果等により検討を進める

- ・ 大規模修繕

令和4年度に策定した大規模修繕計画に基づき実施

- － 令和5年度（秋田、静岡及び福岡）
- － 令和6年度（埼玉、富山、岡山及び沖縄）

7月に工事請負業者を調達し、年度内の工事完了に向け実施中